

食の安全安心と食育に関する条例

【第1条】 基本理念

食の安全安心の推進

- I 食の安全安心は、県民の健康の保護が基本であるという認識のもと取り組みます。農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給行程の各段階において、食品の安全性を確保するための措置を適切に講じ、また、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止する措置を講じることで、食品の安全性及び食品に対する信頼性を確保することを旨として推進します。
- II 食の安全安心は、食品の安全性、品質を向上させるための取組を推進し食品の安全性、品質、その他特性に関する適正な表示を確保するための措置を講じることで、食品に対する県民の信頼を確保し、安心して食生活を営むことができるようにすることを旨として推進します。

食育の推進

- III 食育は、食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践する力の育成、食に関する適正な事業活動の確保、健康を保持し、増進するための活動の推進、その他食に関する環境の整備を図ることにより、県民の心身の健康の増進、豊かな人間形成及び明るい家庭づくりに資することを旨として推進します。

食の安全安心と食育の推進

- IV 食の安全安心及び食育の推進は、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを旨として行います。

【第2条】 県の責務

- 食の安全安心と食育に関し、総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。
- 施策の実施にあたっては、市町と連携し、効果的に実施するよう努めます。

【第3条】 事業者等の責務

- 自主的かつ積極的に食の安全安心及び食育の推進に協力します。
- 事業活動を行うにあたっては、正確かつ適切な情報の提供に努めます。
- 事業者が組織する団体は、事業者が責務を果たすことができるよう支援に努めます。

【第4条】 市町の役割

- 食の安全安心及び食育の推進に関しその区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施するよう努めます。
- 施策の実施にあたり、県と連携して効果的に実施するよう努めます。

【第5条】 県民の役割

- 自ら進んで食の安全安心及び食育に関する理解を深めるよう努めます。
- 生涯にわたり健全な食生活の実現に努めます。

条例の概要

[第6条] 推進計画（食の安全安心推進計画、食育推進計画）の策定、公表

食の安全安心の推進

[第7条] 食の安全安心のための事業者の取組

- 事業者は、食品供給行程各段階における自主的な衛生管理の推進に努めます。
- 事業者は、自主的なトレーサビリティシステムの推進に努めます。

[第8条] 食品等の安全基準

- 知事は、食品等による危害を未然に防止するため、事業者が講ずべき必要な措置の基準（衛生管理、回収等）を食の安全安心と食育審議会の意見を聴いて設定することができます。

[第9~11条] 基準の遵守義務・措置命令・立入検査

- 知事は、食品等の安全基準が守られているか等確認が必要な場合、関係施設に立入検査等できます。
- 知事は、安全基準に違反しているときは、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令できます。

[第12,25条] 食の安全安心に資する食品の製造等を行う工程の認定

- 知事は、食品関係事業者が自主的な衛生管理を向上するためのHACCP認定制度を推進します。

[第13条] 兵庫県認証食品

- 知事は、県内で生産された農林水産物やこれを原材料として県内で製造、加工された食品で安全性、品質、生産方法その他特性に関する基準に適合するものを認証します。

[第14条] 関係機関との連携による監視・指導

- 県は、食品衛生法やJAS法他、食の安全安心に関する法律に基づく監視・指導の実施にあたり、関係機関と連携して行います。

[第15条] 緊急時の対応

- 県は、食品による危害が生じるまたはそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置が行える体制整備のほか、必要な措置を講じます。

[第16条] 調査研究の推進

- 県は、食の安全安心に資するため食品等の生産、製造、流通に関する調査研究を推進します。

[第17条] 県民による食の安全安心のための取組

- 県民は、健康に悪影響を及ぼす又はそのおそれのある食品の情報を入手した時は、県に通報するよう努めます。

[第27,28条] 罰則・両罰規定

- 条例に基づく命令違反や、立入検査を妨害する等の行為者に対し罰則規定を設けます。

食育の推進

[第18条] 食育推進の基本方針

- 食育の推進にあたっての基本方針を示します。

[第19条] 食に関する適切な判断に基づく健全な食生活の実践

- 県は、県民が食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践できるよう
 - ・食品の安全性及び食を通じた健康に関する知識の普及
 - ・生涯にわたる健全な食生活を実践するための施策
 - ・食を通じた豊かな人間形成を図るための施策その他必要な施策を講じます。

[第20条] 食にかかわる人々の様々な活動と自然の恩恵への理解等

- 県は、県民が食にかかわる人々の様々な活動と自然の恩恵への理解と感謝の念を深める事ができるよう
 - ・農林水産物を生産された地域内において消費することを促進するための施策
 - ・体験活動を通じて農林水産物の生産、食品の製造、その他食品供給の行程に関する理解を促進するための施策その他必要な施策を講じます。

[第21条] 伝統的な食文化の継承

- 県は、伝統的な食文化が継承されるよう必要な施策を講じます。

[第22条] 食育推進活動の展開

- 県民は、家庭、学校他あらゆる機会とあらゆる場所で食育の推進のための活動に取り組むよう努めます。
- 県は、食育推進活動を行う団体と連携し、県民による食育推進活動を支援するための措置を講じます。

[第23条] 学校における食育の推進

- 学校を設置、又は管理する者は児童、生徒等が食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践できるよう学校給食その他教育活動の場で食育の推進に努めます。

[第24条] 情報又は意見の交換

- 県、市町、事業者、県民が食の安全安心と食育に関する情報、意見を交換し、相互に交流する機会を確保するなど情報等の共有を進めます。

[第26条] 補則

- この条例の施行に関する必要な事項は規則で定めます。

附則

- 施行期日：H18.4.1
- 経過措置
- 附属機関設置条例の一部改正
- 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

〈所掌事項〉

[附則4] 食の安全安心と食育審議会の設置

- ・推進計画の審議 [第6条第3項]
- ・食品等の安全基準の審議 [第8条第2項]
- ・その他食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議 [附則4]